

第6号様式（第8条関係）

会 議 室 使 用 許 可 申 請 書

令和 7 年 1 月 10 日

(宛先)

申請者 住所 松山市一番町三丁目20番地
 (団体名) 氏名 株式会社サカクモ 代表取締役 松山大吉 (担当者: 田中)
 電話番号 089-915-2600

次のとおり使用したいので申請します。なお、使用に際しては、松山市坂の上の雲ミュージアム条例及び同条例施行規則の定めるところを固く守ります。

(注) ※欄は、記入しないでください。

使 用 日 時 (連続使用は1週間まで)		令和 7 年 4 月 15 日 (火 曜 日) 13 時 00 分から 令和 7 年 4 月 15 日 (火 曜 日) 17 時 00 分まで	
使用 目的	行 事 等 の 名 称	愛媛地区支店情報交換会	
	行 事 等 の 内 容	同上	
使 用 予 定 人 員		20 名	販売・収益行為 <u>しない</u> ・する)
備 考			
	器具の使用 (ない <u>ある</u>) (「ある」の場合は別紙「器具使用申請書」に記入)		
特 別 の 設 備 等 (設置場所及び内容)			

※上記のとおり使用を許可してよろしいか。

		※受付	第 号	年 月 日
		※許可	第 号	年 月 日

注意事項

- 1 特別の設備等を設置する場合は、設計書、仕様書その他必要な書類を添付してください。
- 2 会議室使用料及び器具使用料は、使用前までに納付してください。
- 3 所定の場所以外に出入りしないでください。
- 4 職員の指示に従ってください。
- 5 許可された使用の目的を変更しないでください。
- 6 管理上支障があると認めるときは、許可を取り消す場合があります。
- 7 利用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸できません。
- 8 建物等を損傷し、又は滅失したときは、原状に回復し、その損害を賠償していただく場合があります。
- 9 使用許可の取消し等により利用者が被った被害については、市は、賠償の責を負いません。